

平成26年度第5回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成26年8月1日（金）午前9時30分～午後0時5分
開催場所	本庁 東庁舎4－2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長
審議事項	1 就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画（案）について ＜健康福祉部・教育委員会＞ 2 伊勢市ふるさと未来づくり条例の制定及びパブリックコメントの実施について ＜環境生活部＞

1 就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画（案）について ＜健康福祉部・教育委員会＞

概要

平成26年2月に策定した「就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針」に基づき、現在「就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画（案）」を策定中であり、その内容について審議を行った。

主な内容は以下のとおりである。

（1）計画期間

平成27年度～平成36年度

（2）各施設の整備計画

「就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針」で示す公共施設のあり方を踏まえ、現存の公立施設のうち子育て支援センターの併設や多機能化に対応できる施設を存続させることとし、各地域における拠点として整備していく。他の施設については、統合や民間への移譲等により公立施設のスリム化を図る。なお、施設の民間への移譲・運営委託等に当たっての適切な事業者がない場合は、当面公立施設として存続していくこととする。

◇保育所（13園→6園）

存続：明倫保育所、きらら館、ゆりかご園、御薊第一保育園、しごうこども園（保）

統合：二見浦保育園、五峰保育園、高城保育園→統合保育所

廃止：しらとり園、大世古保育所（民間新設）、御薊第二保育園（民間新設）

民間移譲：浜郷保育所、あけぼの園

◇幼稚園（5園 →3園）

存続：しごうこども園（幼）、小俣幼稚園、明野幼稚園

廃止：神社幼稚園、城田幼稚園

結論 しらとり園の「廃止」については「民間移譲」と修正することとし、その他については提案内容で進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・明野幼稚園を存続させる考え方はどうか。
 - 建物が県所有であることから、民間移譲ができない、改修ができないなどの難しい面があるが、当面は借り入れできること、ニーズが高いことから存続と判断した。
- ・入所児童数、充足率は判断要素となると思うが、しらとり園は充足率が高いにもかかわらず廃止となっている。周辺の私立保育所も定員超過状態であり、現時点における判断としては疑問である。
 - 近隣に私立施設が創設されたことから廃止と判断したが再考する。
- ・二見地区の3保育園を統合する場合、大きな施設となってしまうことが考えられるが、園児の減少、施設の維持管理など、将来的に不安を感じる。
- ・認定こども園へ移行する動きはどのような状況か。
 - 平成27年度に1園が希望している。私立幼稚園は、当面は幼稚園で運営する意向が多い。
- ・近隣市町の施設へ入所することは可能か。
 - 幼稚園は可能であるが、保育園はできないこととしている。
- ・神社幼稚園、城田幼稚園において、3年保育を実施することは可能か。
 - 増築が必要となり、現実的に難しい。
- ・地域の理解が得られるように進めることが大切である。
- ・公立幼稚園と私立幼稚園の保育料金の格差についての考え方はどうか。
 - 見直しが必要であると考えている。
- ・今後の保育行政は重要なキーとなる。
- ・所得に応じた負担が必要であると考えるが、低所得世帯に合わせる発想が第一次的には大切である。

資料 付議事項書

2 伊勢市ふるさと未来づくり条例の制定及びパブリックコメントの実施について＜環境生活部＞

概要

ふるさと未来づくりを平成 27 年度から本格稼動することに伴い、ふるさと未来づくりの推進に関する条例を策定中であり、その内容について審議を行った。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 条例名称

ふるさと未来づくり条例

(2) 構成

目的、定義、基本理念、市の責務、住民等の役割、まちづくり協議会の設立、まちづくり協議会の役割等、認定、変更の届出等、地区まちづくり計画、事業報告書等の公開等、報告、勧告・命令等、認定の取消、まちづくり協議会への支援、委任、附則、経過措置

(3) まちづくり協議会の認定

- ・ 設立届と認定申請を区別し、認定の要件を満たした団体を認定まちづくり協議会とし、市の支援を活用可能とする。
- ・ 認定を受けなくても、まちづくり協議会として活動可能とする。

※現在は「ふるさと未来づくり支援要綱」に基づき、設立と同時に認定。

※条例施行前に、「ふるさと未来づくり支援要綱」に基づき認定を受けている組織は、条例における認定を受けたものとみなす。

(4) パブリックコメントの実施

伊勢市政策意見提出制度(パブリック・コメント制度)実施要綱に基づき実施

結論

一部確認事項を除き、概ね提案された内容で進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・ 経過措置として、要綱に基づいた認定を条例に基づく認定とみなすことは、条例の手法上問題がないのか。
→現在の組織が、条例の認定要件を備えていれば認定としたいと考えているが、問題がないか再度確認する。
- ・ 認定を受けずに、市からの交付金を受けないケースが考えられるのか。

→将来的には、コミュニティビジネス等に発展することを想定している。

- ・地域自治区の考え方は、準公的な要素が含まれていることから、市からの交付金を受ける団体と受けない団体とで、地域に偏りが生じてよいのか疑問である。

資料

付議事項書